

奈良県告示第二十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条の六第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により、奈良県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターから次のとおり名称を変更する旨の届出があつた。

平成二十五年四月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更後の奈良県指定試験機関の名称

公益財団法人建築技術教育普及センター

二 変更年月日

平成二十五年四月一日